

青森市消防団員等公務災害補償条例（平成十七年青森市条例第二百二十八号）

新旧対照表

改正後	改正前
第五条 略 2 略 一 略 二 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>九千七百円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>一万四千五百円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とする。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員若しくは消防作業従事者等（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第一号_____に該当する扶養親族については一人につき<u>百円</u>を、第二号に該当する扶養親族については一人につき<u>三百八十三円</u>を、<u>第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。	第五条 略 2 略 一 略 二 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>九千百円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>一万四千二百円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とする。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員若しくは消防作業従事者等（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第一号<u>又は第三号から第六号までのいずれかに</u>該当する扶養親族については一人につき<u>二百十七円</u>を、第二号に該当する扶養親族については一人につき<u>三百三十三円</u>_____を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

令和 7 年 3 月 6 日
総務企画常任委員会
総務部危機管理課

改正後	改正前																																						
一～六 略 4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する 日後の最初の四月一日から二十二歳に達する 日以後の最初の三月三十一日までの間 にある子がいる消防団員等については、前 項の規定にかかわらず、百六十七円に<u>当該 期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じ て得た額を同項の規定による額に加算した 額をもって補償基礎額とする。 別表（第五条関係） 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>十年未満</th><th>十年以上二 十年未満</th><th>二十年以上</th></tr><tr><td>団長及び副 団長</td><td>一二、九〇 〇円</td><td>一三、七〇 〇円</td><td>一四、五〇 〇円</td></tr><tr><td>分団長及び 副分団長</td><td>一一、三〇 〇円</td><td>一二、一〇 〇円</td><td>一二、九〇 〇円</td></tr><tr><td>部長、班長 及び団員</td><td>九、七〇〇 円</td><td>一〇、五〇 〇円</td><td>一一、三〇 〇円</td></tr></table> 備考 略	階級	勤務年数			十年未満	十年以上二 十年未満	二十年以上	団長及び副 団長	一二、九〇 〇円	一三、七〇 〇円	一四、五〇 〇円	分団長及び 副分団長	一一、三〇 〇円	一二、一〇 〇円	一二、九〇 〇円	部長、班長 及び団員	九、七〇〇 円	一〇、五〇 〇円	一一、三〇 〇円	一～六 略 4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する 日後の最初の四月一日から二十二歳に達する 日以後の最初の三月三十一日までの間 <u>（以下この項において「特定期間」という。）</u> にある子がいる消防団員等については、前 項の規定にかかわらず、百六十七円に<u>特定 期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じ て得た額を同項の規定による額に加算した 額をもって補償基礎額とする。 別表（第五条関係） 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>十年未満</th><th>十年以上二 十年未満</th><th>二十年以上</th></tr><tr><td>団長及び副 団長</td><td>一二、五〇 〇円</td><td>一三、三五 〇円</td><td>一四、二〇 〇円</td></tr><tr><td>分団長及び 副分団長</td><td>一〇、八〇 〇円</td><td>一一、六五 〇円</td><td>一二、五〇 〇円</td></tr><tr><td>部長、班長 及び団員</td><td>九、一〇〇 円</td><td>九、九五〇 円</td><td>一〇、八〇 〇円</td></tr></table> 備考 略	階級	勤務年数			十年未満	十年以上二 十年未満	二十年以上	団長及び副 団長	一二、五〇 〇円	一三、三五 〇円	一四、二〇 〇円	分団長及び 副分団長	一〇、八〇 〇円	一一、六五 〇円	一二、五〇 〇円	部長、班長 及び団員	九、一〇〇 円	九、九五〇 円	一〇、八〇 〇円
階級		勤務年数																																					
	十年未満	十年以上二 十年未満	二十年以上																																				
団長及び副 団長	一二、九〇 〇円	一三、七〇 〇円	一四、五〇 〇円																																				
分団長及び 副分団長	一一、三〇 〇円	一二、一〇 〇円	一二、九〇 〇円																																				
部長、班長 及び団員	九、七〇〇 円	一〇、五〇 〇円	一一、三〇 〇円																																				
階級	勤務年数																																						
	十年未満	十年以上二 十年未満	二十年以上																																				
団長及び副 団長	一二、五〇 〇円	一三、三五 〇円	一四、二〇 〇円																																				
分団長及び 副分団長	一〇、八〇 〇円	一一、六五 〇円	一二、五〇 〇円																																				
部長、班長 及び団員	九、一〇〇 円	九、九五〇 円	一〇、八〇 〇円																																				